

第9章 教育

1 日本の学校（小学校から後）

日本の教育制度は、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年間です。小学校と中学校が義務教育です。幼稚園などで、小学校へ入るまでの教育をしています。

1-1 小学校と中学校

日本人の6歳から15歳の子どもを持つ親は、子どもを学校に通わせなければなりません。6歳からは小学校、12歳から15歳までは中学校に通います。外国人が子どもを小学校や中学校に通わせたいときは、市役所に申し込みます。三木市の公立の学校は、入学金、授業料、教科書代は無料（0円）です。給食費、教材費などは自分で払います。障がいのある子どもが通う特別支援学校もあります。



1-2 高等学校

中学校を卒業した人が入学試験を受けて、合格したら通うことができます。夜などに通う「定時制高校」や、インターネットなどを使って勉強する通信制の高校もあります。

1-3 大学・短期大学・専門学校

高校を卒業した人は、大学や専門学校などに入学するための試験を受けることができます。試験に合格したら、通うことができます。日本にある外国人学校（International School）の中で、国が決めた学校を卒業した人も、大学などに入学するための試験を受けることができます。

1-4 夜間中学

夕方から夜に授業をする夜間中学があります。病気やいろいろな理由で中学校を卒業していない人や、十分に通うことができなかった人が通うことができます。中学校を卒業していない外国人も通うことができます。卒業した人は高校に入るための試験を受けることができます。

2 教育のためのお金

2-1 就学援助

家族の収入が少ない小学生や中学生は、学校で勉強するために必要な物(制服、ランドセル、文房具など)や給食などのお金をもらうことができます。

いくらもらうか、どんな人がもらうかは、教育委員会の学校教育課で聞いてください。

三木市教育委員会 学校教育課 ☎0794-82-2000



2-2 三木市教育委員会奨学金

三木市に住んでいる人で、家族の収入が少ない高校生や大学生などは、学校に通うために必要なお金がもらえます。

いくらもらうか、どんな人がもらうかは、教育委員会の教育総務課で聞いてください。

三木市教育委員会 教育総務課 ☎0794-82-2000



2-3 高等学校就学支援金

公立高校に通う生徒は、学校に払う授業料が無料(0円)になります。親の収入が多い生徒は無料(0円)になりません。私立高校などに通う生徒も授業料が安くなります。親の収入が多い生徒は安くなりません。

どのくらい安くなるかは、親の収入で違います。

通っている学校で申し込みます。



2-4 高校生等奨学給付金

親の収入が少ない高校生は教科書や勉強に使うものを買うお金がもらえます。通っている学校で申し込みます。



2-5 大学などの奨学金

国や県、会社など、いろいろな団体の奨学金があります。奨学金を出しているところに相談しましょう。

国の奨学金には2つあります。

給付型 : 将来お金を返さなくても良い。

貸与型 : 卒業したら少しずつお金を返す。



外国人でも日本に永住している人や日本人の家族は、日本の奨学金をもらうことができます。留学生がもらう奨学金もあります。